

# その他 厚生労働大臣の定める掲示事項

令和8年6月1日現在

## ◆入院基本料について

当院は厚生労働大臣が定める一般病棟入院基本料：急性期病院 A 一般入院料を行っている保険医療機関です。同基準のうち看護職員数7対1以上〔平均して患者数7人に対して看護師数1人以上（そのうち70%以上は正看護師）〕という施設基準を満たし、関東信越厚生局東京事務所宛へ届出いたしております。従いまして、患者さんのご負担による付添い看護は認めておりません。

また、各病棟における看護配置については別掲の病棟別看護配置ご参照下さい。

## ◆DPC対象病院について

当院は厚生労働省に承認された「DPC 対象病院」であり、入院診療費の算定にあたり、包括評価と出来高を組み合わせて計算しております。

医療機関別係数	1.6491	
内訳	医療機関群基礎係数	1.0584
	機能評価係数	0.4416
	機能評価係数Ⅱ	0.1491

## ◆入院診療計画について

当院では、入院の際に医師をはじめ、関係職員共同の上、患者さんの治療に係る診療計画を策定し、7日以内に診療計画書をお渡し致します。

## ◆院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束について

当院は、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束についての基準を満たしております。

## ◆入院時食事療養について

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

医師の発行する食事せんに基づき、特別食を提供しており、病棟内には食事ができる食堂スペースも設置しております。

入院時の食事に係る標準負担額（1食につき）			
一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（1食当たり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	550円	
		（例外1）指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等	330円
		（例外2）精神病棟に1年以上長期入院する患者	260円
低所得者（住民税非課税）	低所得者Ⅱ（※1）	過去1年間の入院期間が90日以内	270円
		過去1年間の入院期間が90日超	220円
該当なし	低所得者Ⅰ（※2）	130円	

## ◆基本診療料／特掲診療料の施設基準等に係る届出について

別掲の「施設基準一覧」をご参照下さい。

## ◆保険外負担に関する事項について

個室使用料、各種証明書・診断書料などにつきまして、別掲の料金表をご参照ください。

## ◆保険外併用療養費について

「初診時選定療養費」「再診時選定療養費」「時間外選定療養費」「180日を超える入院に関する事項」上記詳細については当院ホームページをご参照下さい。